

(仮称)都市計画道路環状3号線(汲沢地区)街路整備工事(アンダーパス工事)
技術協力業務委託に係る実施要領書

1 件名

(仮称)都市計画道路環状3号線(汲沢地区)街路整備工事(アンダーパス工事)
技術協力業務委託

2 目的

(仮称)都市計画道路環状3号線(汲沢地区)街路整備工事(アンダーパス工事)技術協力業務委託について、(仮称)都市計画道路環状3号線(汲沢地区)街路整備工事(アンダーパス工事)に係るECI方式(技術協力・施工タイプ)試行要綱(以下、「試行要綱」という。)及び横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱(以下、「取扱要綱」という。)等に基づき、プロポーザル方式により優先交渉権者を特定します。

3 ECI方式(技術協力・施工タイプ)とした理由

(仮称)都市計画道路環状3号線(汲沢地区)街路整備工事(アンダーパス工事)は、国道1号をアンダーパスする環状3号線本線を構成する構造物の新設工事です。アンダーパス区間は延長L=約46mで、道路幅員W=22m、内空高H=4.7m以上を確保する構造とする必要があります。構造物上部の国道1号は国土交通省が管理しており、6万台/日を超える市内有数の交通量のある重要な幹線道路です。そのため、本工事施工によって交通に与える影響を最小限とする必要があります、管理者との設計・施工協議を確実にする必要があります。

アンダーパス工の工事費は一般的に、上部道路を切回しながら土砂を掘削し構造物を築造する開削工法が安価となり、上部道路の切回しを行わず推進・けん引等により構造物を築造する非開削工法が高価となるため、上部道路の切回しが可能な場所では、開削工法を採用することが多くなっています。

本工事施工箇所は、国道1号の中央分離帯が比較的広いことから、設計上は開削工法の採用が可能である一方、国道1号の安全な通行を確保しながら行うための対策費用・期間が嵩む懸念があります。一般的に安価となる開削工法の工事費が高く、また、工事期間が長くなることにより、開削・非開削いずれの工法が適しているか、決定的な優位性が認められません。

現場での安全対策は、多種多様な方法が考えられ、各社独自の高度で専門的なノウハウ、工法等を設計段階から反映させることによって、現場特性に対し適した工事仕様の決定ができます。よって、本件は、ECI方式(技術協力・施工タイプ)を採用します。

4 業務概要

(仮称) 都市計画道路環状3号線(汲沢地区)街路整備工事(アンダーパス工事)において、ECI方式(技術協力・施工タイプ)の技術協力業務委託を行うものです。業務内容の詳細は、別紙、技術協力業務委託特記仕様書(案)のとおりです。

なお、設計委託については、発注者が別途契約の相手方を決定します。

5 対象工事の概要

下表のとおり

工事名	(仮称) 都市計画道路環状3号線(汲沢地区)街路整備工事(アンダーパス工事)
工事場所	戸塚区汲沢町124番7から同区戸塚町1,992番20まで
工事内容	<ul style="list-style-type: none">・国道1号をアンダーパスするボックスカルバートの築造工事一式・躯体延長L=約46m、躯体幅W=約25.5m、内空断面積=124 m²
履行期間 (予定)	技術協力業務委託 令和8年4月から令和9年1月まで 工事請負契約 令和9年10月から令和14年1月まで
交通供用条件 (要求事項)	<ul style="list-style-type: none">・国道1号を供用しながらの施工を前提とし、国道1号への影響を最小限とする施工方法を要求する。
作業条件 (要求事項)	<ul style="list-style-type: none">・国道1号沿いの歩道および仮設歩道橋において、現況と同等以上の歩行者導線を確保すること。
関係機関協議 (要求事項)	<ul style="list-style-type: none">・国道1号は6万台/日を超える交通量のある重要な幹線道路につき、国道管理者および所轄警察署との十分な協議・調整が必要。
その他	<ul style="list-style-type: none">・近接物件あり(民家、工場)・地下水位あり・基礎形式の検討結果に応じて、支持力を確保するための地盤改良工の必要あり

6 発注者、優先交渉権者及び設計者の役割分担

下表のとおり

項目	発注者	優先交渉権者	設計者
前提条件及び不確定要素の整理	・前提条件等の不明点及び不確定要素の確認	・前提条件等の不明点及び不確定要素の提示	・前提条件等の不明点及び不確定要素の整理(資料作成)
優先交渉権者の技術提案の適用可否の検討	・技術提案の適用可否の判断及び設計者への指示	・技術提案に関する技術情報(機能・性能、適用条件、コスト情報等)の提出	・技術提案の内容の確認、設計に反映する上での課題の有無や内容の整理
追加調査	・追加調査の必要性の判断、優先交渉権者、設計者への指示 ・追加調査の実施※1	・追加調査の提案 ・追加調査の実施※2	・追加調査の提案 ・追加調査の実施※2
地元及び関係行政機関との協議	・地元及び関係行政機関との協議の必要性の判断、優先交渉権者、設計者への資料作成等の指示、協議の実施	・地元及び関係行政機関との協議支援(資料作成、同行等)※2	・地元及び関係行政機関との協議支援(資料作成、同行等)※2
学識経験者への意見聴取	・学識経験者への意見聴取の必要性の判断、優先交渉権者、設計者への資料作成等の指示、意見聴取の実施	・学識経験者への意見聴取の支援(資料作成、同行等)※2	・学識経験者への意見聴取の支援(資料作成、同行等)※2
設計の実施	・設計内容の確認 ・設計内容を踏まえた追加提案、検討の指示	・技術提案部分を含めた設計の確認・照査 ・設計の課題整理及び改善に向けた追加提案、資料作成、検討 ・施工計画の作成	・指示された技術提案内容の設計への反映 ・設計の課題整理及び改善に向けた追加提案、資料作成、検討 ・設計計算、設計図作成、数量計算等の実施 ・施工計画と設計の整合性確認
工事費用の管理	・設計の進捗に応じた優先交渉権者への見積り依頼 ・見積りの検証(見積り根拠の妥当性確認、積算基準との比較等) ・全体工事費の確認※3 ・施工中の歩掛調査の必要性判断	・見積り・見積り条件・根拠の作成 ・全体工事費の算定※3	・見積り条件と設計の整合性確認 ・見積り、全体工事費の把握
事業工程の管理	・設計、価格等の交渉、工事等の工程を含めた全体事業工程の作成・管理	・設計に基づく工事工程の作成	・工事工程と設計の整合性確認
三者間の協議	・打合せ・協議の開催準備	・打合せ・協議への参加、必要資料作成	・打合せ・協議への参加、必要資料作成

※1 発注者が設計業務、技術協力業務とは別に発注する場合

※2 発注者から指示があった場合

※3 全体工事費の算定における具体的な方法や精度については設計の進捗状況とともに見直しを行う。

7 提案資格

当該プロポーザルに係る技術提案書を提出しようとする者は、構成員数を3者又は4者とする特定建設共同企業体で、次に掲げる事項の要件を全て満たし、提案資格の審査の結果、資格があると認められる必要があります。

(1) 特定建設共同企業体の各構成員に共通する資格要件

ア 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）（以下、「令和7・8年度有資格者名簿（工事関係）」という。）において、「土木」に登録を認められている者であること。

イ 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までのいずれの日において、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日制定、令和3年4月1日改定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

ただし、当該停止措置の期間が1か月以内の者は除く。

(2) 特定建設共同企業体の資格要件

ア 構成員数は、3者又は4者とする。

イ 構成員は、特定建設共同企業体の代表者となる者を決め、代表者は全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務遂行に責任を持つことのできる者とする。

ウ 各構成員（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）の場合はその組合員を含む。）は、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員（組合の場合はその組合員を含む。）となることはできない。

エ 組合の組合員は、当該組合が構成員となっている特定建設共同企業体の他の構成員になることができない。

オ 構成員の出資比率は、各構成員の出資比率が次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するとともに、代表者となる構成員の出資比率は、当該特定建設共同企業体の構成員中最大でなければならない。

(ア) 構成員数が3者の場合は、当該特定建設共同企業体の総出資額の100分の20以上

(イ) 構成員数が4者の場合は、当該特定建設共同企業体の総出資額の100分の15以上

(3) 特定建設共同企業体の代表構成員の資格要件

特定建設共同企業体の代表構成員は、(1)に掲げるもののほか、次の要件を満たしている者であること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ。）第3条に定める土木工事業に係る特定建設業許可（以下「土木工事業に係る特定建設業の許可」という。）を有していること。

イ 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値通知書（参加意向申出書の提出日で有効かつ最新のものとする。以下同じ。）における土木一式の総合評定値が1,200点以上であること。

ウ 平成22年4月1日から参加意向申出書の提出日までの間に完成した、内空断面

積 74 平方メートル以上のトンネル築造工事の元請としての施工実績を有すること。

なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が総出資額の 10 分の 2 以上のものに限る。

エ 工事の施工にあたって、土木工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（以下「監理技術者等」という。）を施工現場に専任で配置できること。当該監理技術者等は、平成 22 年 4 月 1 日から参加意向申出書の提出日までの間に完成したトンネル築造工事の元請としての施工経験を有すること。

なお、当該施工経験が共同企業体の構成員としての施工経験の場合は、出資比率が総出資額の 10 分の 2 以上のものに限る。

オ 技術協力業務委託に配置する管理技術者は、以下のいずれかの資格を保有していること。

(ア) 1 級土木施工管理技士

(イ) 技術士「総合技術監理部門」又は「建設部門」（選択科目は「鋼構造及びコンクリート」、「道路」、「トンネル」、「施工計画、施工設備及び積算」のいずれかとする）

(ウ) R C C M（専門技術部門は、「鋼構造及びコンクリート」、「道路」、「トンネル」、「施工計画、施工設備及び積算」のいずれかとする）

(4) 特定建設共同企業体の第 2 位構成員の資格要件

ア 土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

イ 経審の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が 1,100 点以上であること。

ウ 平成 22 年 4 月 1 日から参加意向申出書の提出日までの間に完成した、トンネル築造工事の元請としての施工実績を有すること。

なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が総出資額の 10 分の 2 以上のものに限る。

エ 工事の施工にあたって、土木工事業に係る監理技術者等又は国家資格を有する主任技術者を施工現場に専任で配置できること。

(5) 特定建設共同企業体の第 3 位から第 4 位までの構成員の資格要件

ア 土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

イ 経審の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が 900 点以上であること。

ウ 平成 22 年 4 月 1 日から参加意向申出書の提出日までの間に完成した、コンクリート構造物築造工事の元請としての施工実績を有すること。

なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が総出資額の 10 分の 2 以上のものに限る。

エ 工事の施工にあたって、土木工事業に係る監理技術者等又は国家資格を有する主任技術者を施工現場に専任で配置できること。

(6) 配置する技術者

(3)エ及びオ、(4)エ並びに(5)エに掲げる技術者は、参加意向申出書の提出日にお

いて、各構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3か月間経過している者でなければならない。

また、本件工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めないものとする。

8 提案資格の審査

本プロポーザルに参加する場合は、次に掲げる資料を提出し、応募してください。提案資格の審査は、提出される資料によってのみ行います。

(1) 提出書類

- ア 参加意向申出書（「取扱要綱」様式1）
- イ 特定建設共同企業体協定書兼委任状（提案資格様式8）
- ウ 各構成員の建設業許可証の写し
- エ 各構成員の経審の総合評定値通知書の写し
- オ 各構成員の施工実績調書（提案資格様式9）
- カ オの施工実績を確認できる契約書及び設計図書（以下、「契約書等」という。）の写し又は施工証明書
- キ 工事の施工にあたって配置する各構成員の技術者の配置予定技術者経歴書（提案資格様式10）
- ク 技術協力業務委託に配置する管理技術者の配置予定技術者経歴書（提案資格様式10）及び資格証明書
- ケ キ及びクに記載した技術者の資格証明書
- コ キ及びクに記載した技術者の雇用（期間）が確認できる書類（監理技術者資格者証の写し、住民税特別徴収税額通知書の写し等）
- サ 代表構成員が配置する監理技術者等の施工経験を確認できる契約書等の写し又は施工証明書

(2) 提出書類の作成方法

(1)に定める提出書類は、次に従い作成してください。

ア 施工実績

(ア) 前項に掲げる特定建設共同企業体の構成員の資格要件を満たす工事の施工実績を、構成員ごとに施工実績調書（提案資格様式9）に記載すること。記載する件数は各資格要件につき1件とする。

(イ) 各構成員の施工実績調書（提案資格様式9）の工事内容欄には、入札参加資格に定められた施工実績を記載すること。

イ 配置予定技術者

(ア) 前項に掲げる特定建設共同企業体の構成員の資格要件を満たす配置予定技術者を、配置予定技術者経歴書（提案資格様式10）に記載すること。記載する技術者数は各資格条件につき1名とする。

(イ) 配置予定技術者調書の工事経験欄には、入札参加資格に定められた施工経験を記載すること。

(ウ) 工事の施工にあたって監理技術者を配置する場合は、前号に定める資格証明書

類として監理技術者資格者証の写し（裏面に監理技術者講習修了履歴がない場合は、監理技術者講習修了証の写しを添付すること。）を提出すること。

(エ) 工事の施工にあたって監理技術者と同等以上の資格を有することを国土交通大臣が認定した者を配置する場合は、前号に定める資格証明書類として監理技術者と同等以上の資格を有することを証明する書類の写し及び認定証を提出すること。

(オ) 工事の施工にあたって国家資格を有する主任技術者を配置する場合は、前号に定める資格証明書類として建設業法に定める技術検定の合格証の写し等を提出すること。

(カ) 技術協力業務委託に配置する管理技術者の前号に定める資格証明書類として土木施工管理技術検定合格証明書の写し、技術士登録等証明書の写し、又は、RCCM登録証明書の写しを提出すること。

ウ 契約書等の写し又は施工証明書

(ア) アの施工実績及びイの施工経験として記載した工事に係る契約書等の写しを提出すること。契約書等の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者及び施工内容（入札参加資格条件に係る部分のみ。）を確認できる部分のみでよいこととする。

また、契約書等の写しは、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）の「登録内容確認書（工事实績）」（以下「登録内容確認書」という。）の写しにより代えることができる。

(イ) 契約書等の写しを提出することができないときは、発注者の発行する施工証明書で代えることとする。この場合、書式は自由とするが、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者及び施工内容（入札参加資格条件に係る部分のみ。）を明記したものとすること。

(ウ) 共同企業体による施工実績又は施工経験の場合は、共同企業体協定書等（登録内容確認書でも可）の出資比率を確認できる書類の写しを添付すること。

(エ) 契約書等の写し及び施工証明書の言語が日本語以外の場合は、その日本語訳を付記又は添付すること。

(3) 提出方法

持参、郵送（書留、または、特定記録）によります。

ア 郵送の場合は、発送後に必ず電話で連絡すること

イ 持参の場合は、開庁日の午前9時～午前12時、午後1時～午後5時の間に提出すること

(4) 提出先

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市道路局建設課（横浜市庁舎22階）
電話 045(671)3635（直通）

(5) 提出期間

令和7年4月16日から令和7年5月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年

1月3日まで（以下「休日等」という。）を除く。）

9 提案資格の審査結果

参加意向申出書を提出した者に対して、審査結果をEメールにより通知します。提案資格を認められなかった者には、その理由を記載します。

(1) 結果の通知日

令和7年6月20日（金）を予定

(2) その他

提案資格が認められなかった者は、取扱要綱第11条第3項の規定に基づき、本市に対して書面により、その理由の説明を求めることができます。書面は、本市が通知を発送した日から起算して、5日後（休日等を除く。）の午後5時までに、申出書提出先に提出してください。書面への回答は、受領した日から起算して5日後（休日等を除く。）以内に、本市からその者に対して行います。

10 参考額

技術協力業務委託の規模は1,800万円（税抜き）、工事規模は50億円程度（税込み、令和4年度算出）を想定しています。

11 技術提案の審査及び評価方法

技術提案の内容は、原則として提出された書類をもとにプレゼンテーション・ヒアリングを実施したのち、評価委員会にて当該提案内容の審査及び評価を行ったうえ、優先交渉権者を特定します。技術提案書の評価基準は、「12 技術提案書の評価基準（評価項目及び配点等）」のとおりです。

12 技術提案書の評価基準（評価項目及び配点等）

下表のとおり

評価項目		評価基準		配点
技術協力の業務に関する提案	技術協力業務の実施に関する提案	理解度	業務目的、現地条件、与条件の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。 ①業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い場合 ②ECI技術協力業務の理解度が高い場合	6
		実施手順及び実施体制	業務実施手順、実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ①実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ②業務工程で与条件に対して、主要課題の抽出に対する着眼点が適切である場合 ③関係機関協議を円滑に実施するための具体的な工夫がある場合 ④本業務の内容、規模に対して十分な実施体制（ECI技術協力・施工タイプ経験者等）が確保されている場合	20
		その他	技術協力の業務に関する提案について、その他有効な提案の記載がある場合	3
主たる事業課題に関する提案	施工性・安全性、経済性、実現性を考慮した施工方法に関する提案	施工性・安全性	施工性・安全性について、以下である場合に優位に評価する。 ①提案する施工方法の特徴が示されており、当該現場への適用の有効性が明確にされている場合	5
			②現地条件を的確に把握し、切り回しや沈下対策など現道車両交通への影響に配慮した有効な提案がされている場合	5
			③費用対効果に配慮した施工期間の短縮に関する安全で有効な提案がされている場合	5
			④提案する施工方法において、地盤改良を含め必要となる仮設備・施工範囲・施工手順が安全性に配慮し計画されている場合	5
			⑤既に供用されている仮設構造物や計画されている坑口の土留め構造などへの影響がなく、あるいは効果的な構造変更により、施工可能なことが確認できる場合	5
⑥歩行者や沿道用地（民家や工場等）の出入り、騒音・振動・大気など、安全・安心の確保に有効な提案がある場合	5			
経済性	経済性について、以下である場合に優位に評価する。 ①現地条件等を踏まえ、提案された工法におけるコスト縮減に関する具体的な提案および効果が記載されている場合	10		
実現性	施工性・安全性および経済性に関する提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ①提案された内容（施工方法、コスト削減案）について、実施事例、類似事例の記載があり、提案に裏付けがある場合	5		
その他	主たる事業課題に関する提案について、その他有効な提案の記載がある場合	5		
ICT、BIM/CIM等、建設DXを活用した施工に関する提案	ICT、BIM/CIM等、建設DXを活用した施工計画に関する提案	的確性	ICT、BIM/CIM等、建設DXを活用した施工計画について、以下である場合に優位に評価する。 ①ICT、BIM/CIM等、建設DXを活用した施工計画を行う上で、留意点、着眼点等が論理的に整理されている場合	3
市内経済への貢献	本工事における市内中小企業の活用状況	的確性	市内中小企業への発注取組（具体的な発注割合など）、市内経済の活性化につながる取組、地域社会への貢献の取組について提案されている場合に評価する。	3
若手・女性技術者の活用	配置予定技術者と担当技術者に若手・女性技術者（40歳未満）の配置	的確性	公示で定めた配置予定技術者と担当技術者に若手（40歳未満）と女性技術者がいる（若手女性技術者で両条件を兼ねても可）	2
				87

13 技術提案書の様式、提出方法、提出期限等

(1) 技術提案書の様式

技術提案書の様式については、第1号様式から第5号様式まで（A3横片面又はA4縦片面（各様式参照））とします。

本文の文字のポイントは10.5以上としますが、図表や写真等に記載する文字や付属するタイトル文字等の文字サイズは読み取り可能な文字サイズであれば可とします。

会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表現は不可とします。

補足説明資料は、あくまでも技術提案の補足説明のための参考資料であり、それ自体は評価対象ではありません。

(2) 提出先

〒231 - 0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市道路局建設課（横浜市庁舎22階）

電話 045(671)3635（直通）

(3) 提出方法

持参、郵送（書留、または、特定記録）によります。郵送又は持参にかかわらず提出する技術提案書については、別紙2を参照し、第1号様式に押印したファイル1部を封筒に入れ、その他のファイル（4部）についてはそのままの状態を併せて梱包したうえで提出してください。表面に「(仮称)都市計画道路環状3号線（汲沢地区）街路整備工事(アンダーパス工事)技術協力業務委託技術提案書在中」と朱書きし、あて名は「横浜市 道路局 建設課あて」としてください。また、商号又は名称と連絡先を記載してください。

ア 郵送の場合は、発送後に必ず電話で連絡すること

イ 持参の場合は、開庁日の午前9時～午前12時、午後1時～午後5時の間に提出すること

(4) 提出期間

「14 スケジュール」に示す技術提案書等提出受付期間とします(休日等を除く。)

(5) その他

ア 技術提案書作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とし、提出された技術資料は返却しません。

イ 提出後の技術提案書の変更及び追加などは、技術提案書等提出受付期間内であっても認められません。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案の評価に必要な範囲に限り、横浜市が複写することがあります。

エ 前項までに掲げる事項のほか、技術提案の取扱いは試行要綱第16条によります。

14 スケジュール

下表のとおり

内容	日程
参加意向申出書受付	令和7年4月16日（水）から 令和7年5月30日（金）まで
質問受付※ ¹	令和7年4月17日（木）から 令和7年4月30日（水）まで
質問回答	最終掲載日は、令和7年5月28日（水）を予定
提案資格審査結果の通知	令和7年6月20日（金）を予定
資料閲覧※ ²	令和7年4月21日（月）から 令和7年6月30日（月）まで
技術提案書等提出受付期限	令和7年9月9日（火）まで
プレゼンテーション・ヒアリング等	令和7年9月24日（水）から 令和7年10月1日（水）までの期間で予定
優先交渉権者の結果通知	令和8年3月23日（月）を予定

※1 質問受付について、内容および方法は以下のとおり

(1) 質問の内容

実施要領書のうち、提案資格及び技術提案書の作成に係る内容に対する質問とします。

(2) 質問の方法

質問がある場合は、期限までに質問書（様式はヨコハマ・入札のとびらからダウンロード可能*「設計図書（仕様書）に関する質問書（指名競争入札用）」を準用）に記載の上、do-kensetsuitakuqa@city.yokohama.lg.jpへ送付すること。なお、電子メールで送信後、質問書をメール送信した旨の電話連絡を行うこと。質問回数は1回とする。

(3) 回答の方法

本市ホームページに掲載します。

※2 資料閲覧について、上記の期間で以下の委託成果のうち本市が選定した資料を閲覧することができる

- ・都市計画道路環状3号線（汲沢地区）箱型函渠設計委託 令和2年3月
 - ・都市計画道路環状3号線（汲沢地区）箱形函渠設計委託 令和4年3月
 - ・令和4年度都市計画道路環状3号線（汲沢地区）箱型函渠設計委託 令和5年3月
- 閲覧を希望する場合は、道路局建設課へ事前に連絡すること。

15 プレゼンテーション・ヒアリング

提案者は提出した技術提案書等に基づいてプレゼンテーションを行い、その内容について本市より、ヒアリングを受けます。

なお、ヒアリングは技術提案書に対する理解度向上を目的とするものであり、ヒアリングを通して技術提案書の改善を求めるものではありません。

- (1) 令和7年9月24日（水）から令和7年10月1日（水）までの期間で予定
ア 詳細は、技術提案書を提出した者（以下、「交渉権者」という。）に通知します。
- (2) 説明20分、質疑応答20分、計40分を予定
ア プレゼンテーションの資料は、Microsoft Office PowerPointにより作成するものとし、技術提案書に記載した内容に限るものとします。なお、技術提案書に記載されていない新たな提案は認めません。
イ ヒアリング時の説明は、予定管理技術者が行ってください。
ウ 参加者は最大5名以内とし、再委託先の企業の参加は認めません。
エ 予定管理技術者がやむを得ない事由によりプレゼンテーションの説明が困難であると発注者が認めた場合は、他の配置予定技術者に変更することができます。
オ ヒアリングの順番は、技術提案書の提出順序にかかわらず、本市が任意に指定します。
カ ヒアリングに応じない場合は、技術提案が評価できない場合があります。
キ 原則として、ヒアリングの日時等の変更は受け付けません。ただし、天災・事故などやむを得ない事由により、通知した日時に出席できない場合は、道路局建設課へその旨を申出てください。

16 優先交渉権者の選定

交渉権者のうち、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として特定し、審査結果及びその理由をEメールにより通知します。

(1) 結果の通知日

令和8年3月23日（月）を予定

(2) その他

優先交渉権者として特定されなかった者は、取扱要綱第17条第3項の規定に基づき、本市に対して書面により、その理由の説明を求めることができます。書面は、本市が通知を発送した日から起算して、5日後（休日等を除く。）の午後5時までに、申出書提出先に提出してください。書面への回答は、受領した日から起算して5日後（休日等を除く。）以内に、本市からその者に対して行います。

17 技術協力業務等の関係者

技術協力業務委託の関係者は、発注者、設計者及び優先交渉権者の三者とします。なお、設計者は、別途契約する設計委託の受託者とします。

18 基本協定書の締結

発注者及び優先交渉権者間で技術協力業務委託の契約を締結するにあたり、設計業務及び技術協力業務完了後の工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定（案）【別添1】を両者間で締結するものとします。

なお、工事請負契約については試行要綱第15条に規定のとおり、価格等の交渉を成立とした場合、道路局長は財政局に属する事務を担当する副市長に工事請負契約の締結を依頼します。工事請負契約の締結に際し、随意契約が可能となる十分な技術提案が設計

図書に反映できていないと本市が認める場合は、優先交渉権者との随意契約は行いません。

19 設計協力協定書の締結

発注者、設計者及び優先交渉権者で協力して優先交渉権者の技術協力に基づく設計を完成させるため、設計協力協定【別添2】を三者間で締結するものとします。なお、設計者は今後発注される設計委託の受託者とします。

20 リスク負担・分担

別紙リスク分担表のとおり

技術提案書（提出資料）

名称	内容	様式等	部数
提案書 鑑	会社名、担当者連絡先等	・「取扱要綱」様式 5	押印あり 1 部 押印なし 4 部
技術資料	各評価項目に対する技術提案及び補足説明資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 - 1 号様式から第 5 号様式まで（A 3 横片面又は A 4 縦片面（各様式参照）） ・ 本文の文字のポイントは 10.5 以上とするが、図表や写真等に記載する文字や付属するタイトル文字等の文字サイズは読み取り可能な文字サイズであれば可とする。 ・ 会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表現は不可。 ※補足説明資料は、あくまでも技術提案の補足説明のための参考資料であり、それ自体は評価対象ではない。	5 部
CD-R または DVD	技術資料及び補足説明資料一式の PDF ファイル	提出する CD-R 又は DVD は、提出前に必ず以下の各項目に従ってウイルス対策を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、信頼性の高いものを利用するよう努める。 ・ 最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用する。 ・ 提出する媒体のラベルに、ウイルスチェックに関する情報として次の内容を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 使用したウイルス対策ソフト名 (b) ウイルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名 (c) チェック年月日 	1 部

